

健 第 4 5 6 7 号
平成 3 0 年 3 月 9 日

各都道府県感染症対策主管課
各保健所設置市感染症対策主管課 御中
各特別区感染症対策主管課

山梨県福祉保健部健康増進課長
(公印省略)

麻しん患者の発生に伴う注意喚起について (情報提供)

このことについて、麻しん患者に係る接触者の特定が困難な事例が発生し、別添報道提供資料により広く注意喚起していますので情報提供します。

感染症担当
浅山・安岡
TEL 055-223-1494

【報道提供資料】

平成30年3月9日 公表

山梨県福祉保健部健康増進課

課長 岩佐 景一郎

感染症担当 浅山・安岡

(直通) 055-223-1494 (内線) 3511~3514

件名	海外から帰国した麻しん（はしか）患者の発生について
内容	<p>平成30年3月8日、甲府市内の医療機関から中北保健所に麻しん発生（臨床診断例）の届出があり、行政検査の結果、麻しんウイルスが検出されました。</p> <p>管轄保健所の調査によると、当該患者は、平成30年3月4日までインドに滞在し、3月5日（月）に日本に帰国し、その後高速バスを利用しており、飛行機、空港ロビー、高速バス等において当該患者と接触した方は、麻しんに感染する可能性がありますので、広く情報提供するものです。</p> <p>■利用便 インディラ・ガンディー国際空港→成田国際空港 3月4日 21:15デリー発 3月5日 8:00成田着</p> <p>■空港滞在時間 3月5日 午前8時～午前8時50分</p> <p>■高速バス 3月5日 8:50成田空港発 12:25甲府駅着</p> <p>1 利用便同乗者、空港利用者の皆様へ（注意喚起）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 麻しん患者と接触（同一空間を共有）した場合は、潜伏期間（発病までの期間）を考慮し、接触後14日間（最長21日間）の健康観察が必要です。○ 上記の利用便や空港をご利用された方で、発熱、発疹等の症状が現れた場合は、必ず事前に医療機関に「麻しんかもしれない」ことを連絡のうえ、医療機関の指示に従い受診してください。○ また、受診の際は、周囲の方に感染させないように公共交通機関等の利用を避けてください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p><麻しん（はしか）について></p><p>原因：麻しんウイルスの感染</p><p>症状：典型例では、感染の約10日後に発熱や風邪症状、2～3日発熱が続いた後、39℃以上の高熱とともに発疹、咳が出現します。</p><p>予防：予防接種がとても有効です。予防接種を2回された方や過去に麻しんにかかったことがある方は免疫があるとされますので、麻しんにかかったことがない方は予防接種歴を確認いただき、必要に応じて医療機関にご相談ください。</p></div>

2 医療機関の皆様へ

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、当該患者の行動歴や麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 患者（疑いを含む。）の診療に当たっては、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- 麻しんと診断した場合には直ちに管轄保健所に発生届を提出してください。

3 参考情報

ア 患者の概要

甲府市在住 30代 女性（麻しん予防接種歴不明）

発症日 平成30年2月27日（発熱）

確定日 平成30年3月 9日

症状 発熱、咳、鼻汁、結膜充血、発疹

海外渡航歴 有（平成29年8月～平成30年3月4日 インド）

イ 患者確認までの経緯

2月27日 発熱（38℃）

3月 5日 早朝に帰国（飛行機を利用）
高速バスにより甲府市内到着

3月 5日 発疹

3月 6日 甲府市内のA医療機関を受診、院外のB薬局で医薬品受取

3月 8日 甲府市内のC医療機関の紹介によりD医療機関を受診
D医療機関において麻しん患者と臨床診断

3月 9日 行政検査（ウイルス検査）で麻しんウイルスを検出
現在は自宅療養中

※ 県内の医療機関等における接触者については、保健所の調査により健康観察対象者を特定して対応しています。

報道関係者各位におかれましては、感染症法の趣旨に則り、患者やその家族・関係者について、本人等が特定されないことがないよう、格段のご配慮をお願いします。